

## 第1回 接触確認アプリに関する有識者検討会合 議事概要

・開催日時：令和2年5月9日（土）15時00分～17時00分

・場 所：オンライン開催

・出席者：

石川広己 公益社団法人日本医師会常任理事  
上原哲太郎 立命館大学情報理工学部情報理工学科教授  
岡部信彦 川崎市健康安全研究所所長  
楠正憲 政府CIO補佐官  
坂下哲也 JIPDEC 常務理事  
宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
藤田卓仙 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター  
森亮二 弁護士、英知法律事務所  
山本龍彦 慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授

(オブザーバー)

内田勝彦 全国保健所長会会長 大分県東部保健所長  
前田秀雄 東京都北区保健所長

・配布資料：

資料1 接触確認アプリに関する有識者検討会合について  
資料2 委員名簿  
資料3 運営要領  
資料4 接触確認アプリの導入に向けた取組について  
資料5 接触確認アプリの導入に係る各国の動向について  
資料6 接触確認アプリの詳細について  
資料7 新型コロナウイルス感染症対策としてコンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方

・議事概要（以下、○：委員及びオブザーバーの議論の要約）

(1) 本検討会の座長及び運営要領（資料3）について、了承とされた。

(2) 事務局より、接触確認アプリの導入に向けた取組について（資料4）、及び接触確認アプリの導入に係る各国の動向について（資料5）説明があり、下記のような議論があった。

- アプリの目的については、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（仮称、以下「感染者システム」）との分担を含め、整理する必要があるのではないか。
- 資料4の1頁の目的の部分については、文章上誰が何を通知するのかが分かりづらい。「通知」の主体は誰なのか、明確化する必要があるのではないか。
- 資料4の5頁について、アプリへの登録時や感染者システムへの登録時のどこでユーザーから同意を取るのかが重要ではないか。

(3) 委員及び事務局よりアプリの詳細について（資料6）、個人情報保護委員会事務局より新型コロナウイルス感染症対策としてコンタクトトレーシングアプリを活用するための個人情報保護委員会の考え方（資料7）について、総務省行政管理局より接触確認アプリと行政機関個人情報保護法の関係についてそれぞれ説明があり、それを受けて下記のような議論があった。

- 入院中の人が頻繁に人と接触してしまいうまく使えないといった問題や、子供のアプリや感染者システムへの登録の自己判断が難しい場合に、親などの代理の判断を可能とすることがどうかといった論点があり、今後検討する必要があるのではないか。
- Apple と Google の提供する方式においては、OS に多くの機能が入っているが、OS 上で処理される情報とアプリ上で処理される情報を切り分け、それぞれが個人情報に該当するかどうかも含めて議論していく必要があるのではないか。
- 接触確認アプリと感染者システムのそれぞれで扱う情報の範囲や個人の情報どうしの紐づけの有無等について、整理した上で評価すべきではないか。
- システムの脆弱性や、データが目的外利用されていないか等のガバナンスについては、第三者が入って検証する仕組みを作る必要があるのではないか。
- 民間企業等による、接触通知の有無に基づく施設の入室制限など、接触通知が本来の目的をこえて使用される可能性についても対応を検討すべきではないか。
- 接触時の通知の内容についても、具体的すぎればプライバシーリスクにつながるおそれがあることを踏まえ、慎重に検討する必要があるのではないか。

- 今回のアプリは権利主体が個人となる情報を扱っているため、システムのPIA（プライバシー・インパクト・アセスメント）をどこかで行う必要があるのではないか。

(4) 以上の議論を踏まえ、アプリの仕様に関する大枠については検討会として了承としたうえで、下記の点が今後の検討課題として整理された。

- アプリと感染者システムの関係について事務局で整理して検討会合へ報告し、議論の前提とすべきであること。
- Apple と Google の API の仕様における、アプリで取り扱える情報の範囲や、識別子の取扱いについては、事務局で整理して検討会合へ報告し、議論の前提とすべきであること。
- 仕様書の評価を行うにあたっては、既に挙げられている論点に加え、特に下記の点に留意すること。
  - ①アプリのプライバシー上の評価を行うべきであること。
  - ②アプリの利用目的を明確化し、その運用状況等を中立かつ専門の有識者による検討会等で評価する仕組みを設けるべきであること。
  - ③ユーザーに対し、どのような形で通知を行うかも含めて評価すべきであること。
  - ④頻繁に人と接触する入院患者や、自身で登録・使用の意思決定が難しい子供等のユーザーへの配慮についても検討すべきであること。

(5) また、資料6については、未公表の技術仕様等を含む内容のため、非公開とされた。